

志賀原子力発電所 新検査制度導入に伴う 原子炉設置許可申請書に係る届出

2020年4月1日
北陸電力株式会社

当社は、本日（4月1日）、新検査制度^{※1}の導入に伴い、志賀原子力発電所1号機及び2号機における原子炉設置許可申請書に係る届出書を原子力規制委員会に提出しましたのでお知らせします。

新検査制度の導入に関する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正（2020年4月1日施行）に伴い、原子炉設置許可申請書に記載すべき事項に「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項^{※2}」が新たに追加されました。

これにより当社は、本日（4月1日）、上記事項を記載した志賀原子力発電所1号機及び2号機における原子炉設置許可申請書に係る届出書を原子力規制委員会に提出しました。

なお、当社は、新検査制度の導入に伴い保安活動の一部を変更する必要があることから、今後、原子炉施設保安規定^{※3}の変更認可申請を行う予定としております。

以 上

※1 新検査制度

2020年4月1日から開始された新しい検査制度であって、これまで国が行ってきた使用前検査や施設定期検査、保安検査等の分野毎に実施されてきた検査を「原子力規制検査」に統合した上で、許認可等への基準適合性確認を事業者自らが実施し、事業者が行う活動全般を国が監視する制度。

※2 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

新検査制度の導入に伴い、原子力規制委員会が新たに定めた「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（2020年4月1日施行）」の内容を反映したもの。

※3 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。